

令和2年度 第1回

神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

令和2年8月

福祉局国保年金医療課

目 次

I 令和元年度 神戸市国民健康保険事業について

1	制度運営	1 頁
2	被保険者数・世帯数	2 頁
3	保険料	2 頁
4	保険給付	6 頁
5	保険料収納	7 頁
6	医療費の適正化	9 頁
7	保健事業	11 頁

II	新型コロナウイルス感染症への対応について	18 頁
----	----------------------	------

I 令和元年度 神戸市国民健康保険事業について

1 制度運営

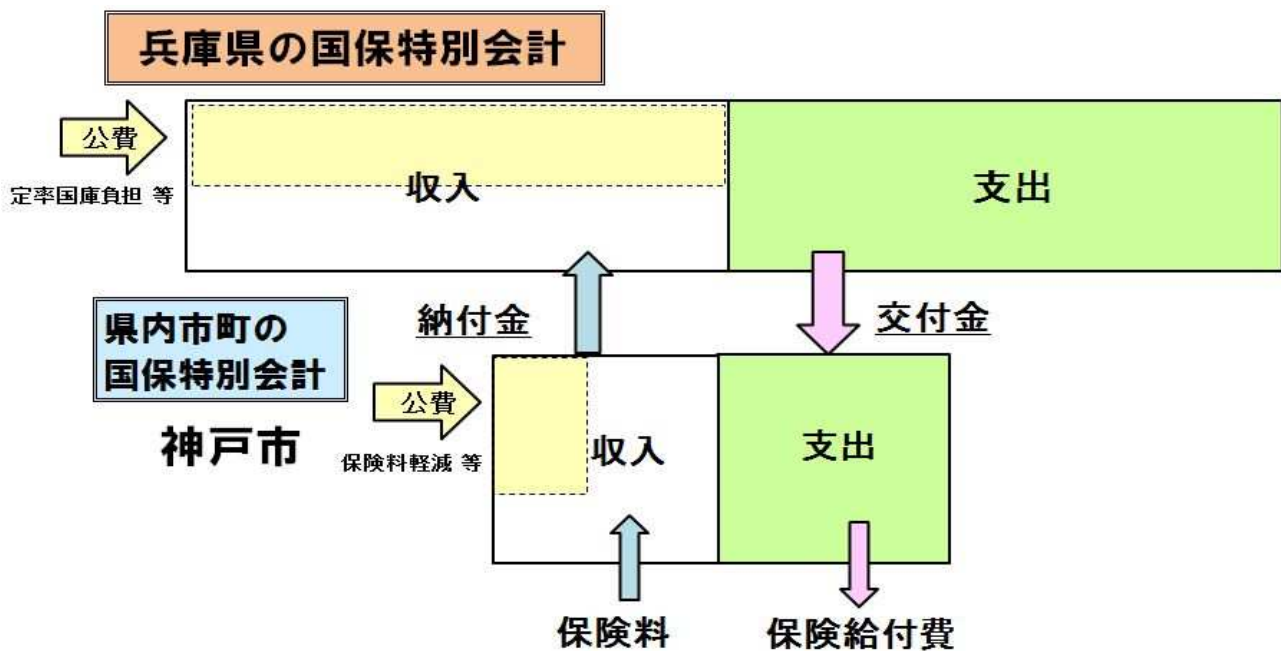
平成 30 年度より、都道府県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとなった。

一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料の規定の決定・賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担うこととなった。

神戸市国民健康保険としては、兵庫県国民健康保険運営方針を踏まえ、市民の医療を受ける機会の確保や健康の増進に果たすべき役割を十分に認識し、引き続き健全な事業運営を行っていく。

【財政運営の仕組み】

- ・兵庫県が財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用を全額、県内市町に対して支払う。
- ・兵庫県が、県内市町ごとに国保事業費納付金の決定、「標準保険料率」の算定及び公表を行い、県内市町は「標準保険料率」を参考に保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、県に納付金を納める。



2 被保険者数・世帯数

被保険者数は令和元年度末で314,536人（前年度比2.8%減）、世帯数は210,902世帯（前年度比1.7%減）となっている。

【被保険者数・世帯数の各年度末の状況】

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
被保険者	被保険者数	334,917 人	323,472 人	314,536 人
	伸び率	▲3.7%	▲3.4%	▲2.8%
世帯	世帯数	219,307 世帯	214,637 世帯	210,902 世帯
	伸び率	▲2.3%	▲2.1%	▲1.7%

3 保険料

医療分保険料は、その年に県が必要と見込んだ保険給付費の県内総額から国の補助金等を除いたものを、医療費水準や所得水準に応じて県内市町に割り当てた納付金等をもとに、基礎控除後所得に応じて納めていただく所得割、世帯の加入者数に応じて納めていただく均等割、1世帯あたり定額の平等割の3つの合計で負担していただいている。

後期高齢者支援金分保険料は、その年に国に納付すべき後期高齢者支援金の県内総額から国の補助金等を除いたものを、所得水準に応じて県内市町に割り当てた納付金等をもとに、神戸市国保の加入者に、医療分同様、所得割、均等割、平等割の3つの合計で負担していただいている。

※75歳以上の後期高齢者医療にかかる財源は、公費（5割、国：県：市＝4：1：1）、75歳以上の方の保険料（1割）、現役世代からの支援金（4割）から成り立っている。現役世代からの支援金については、各保険者の加入者数に応じた負担となっており、国においてその納付額が定められている。

介護分保険料は、その年に国に納付すべき介護納付金の県内総額から国の補助金等を除いたものを、所得水準に応じて県内市町に割り当てた納付金等をもとに、40歳以上65歳未満の国保加入者に、医療分同様、所得割、均等割、平等割の3つの合計で負担していただいている。

※介護保険にかかる財源は、公費（5割、国：県：市＝2：1：1）、65歳以上の方（1号被保険者）の保険料（23%）、40歳から65歳未満の方（2号被保険者）の保険料（納付金、27%）から成り立っている。各保険者は2号被保険者数に応じて納付金を負担することとなっている。

○国民健康保険制度の安定的な運営のため、平成27年度からの低所得者対策の強化のための全国約1,700億円の財政支援に加え、平成30年度から財政調整機能の強化や保険者努力支援制度として、全国約1,700億円の更なる財政支援の拡充が実施された。

保険料の決め方

国民健康保険料は、医療分保険料と後期高齢者支援金分保険料と介護分保険料(40歳以上65歳未満の被保険者)からなる。それぞれの保険料は、所得割、均等割、平等割からなる。

【令和元年度の医療分保険料】

令和元年度に兵庫県へ納付すべき国保事業費納付金(医療分)		保健事業費等
一般会計	県支出金	保険料
	所得割45% (所得額割)	均等割38% (被保険者割)
	÷	÷
	加入者の基礎控除後の 所得額の総額	加入者数
	↓	↓
	所得割料率	均等割額
		÷
		世帯数
		↓
		平等割額

【令和元年度の後期高齢者支援金分保険料】

令和元年度に兵庫県へ納付すべき国保事業費納付金(後期高齢者支援金分)		
一般会計		保険料
	所得割45% (所得額割)	均等割38% (被保険者割)
	÷	÷
	加入者の基礎控除後の 所得額の総額	加入者数
	↓	↓
	所得割料率	均等割額
		÷
		世帯数
		↓
		平等割額

【令和元年度の介護分保険料】

令和元年度に兵庫県へ納付すべき国保事業費納付金(介護納付金分)		
一般会計		保険料
	所得割42% (所得額割)	均等割41% (被保険者割)
	÷	÷
	40歳以上65歳未満の 加入者の基礎控除後の 所得額の総額	40歳以上 65歳未満の 加入者数
	↓	↓
	所得割料率	均等割額
		÷
		40歳以上 65歳未満の 世帯数
		↓
		平等割額

【令和元年度保険料】

- ・医療分の保険料の額は…

$$\begin{array}{c}
 \text{所得割額} \qquad \qquad \qquad \text{均等割額} \qquad \qquad \qquad \text{平等割額} \\
 \boxed{\text{元年度算定用所得額} \times 8.58\%} + \boxed{33,700\text{円} \times \text{加入者数}} + \boxed{24,040\text{円}} \\
 = \text{保険料年額 (61万円を超えるときは61万円)}
 \end{array}$$

- ・後期高齢者支援金分の保険料の額は…

$$\begin{array}{c}
 \text{所得割額} \qquad \qquad \qquad \text{均等割額} \qquad \qquad \qquad \text{平等割額} \\
 \boxed{\text{元年度算定用所得額} \times 3.44\%} + \boxed{13,300\text{円} \times \text{加入者数}} + \boxed{9,490\text{円}} \\
 = \text{保険料年額 (19万円を超えるときは19万円)}
 \end{array}$$

- ・介護分の保険料の額は…

$$\begin{array}{c}
 \text{所得割額} \qquad \qquad \qquad \text{均等割額} \qquad \qquad \qquad \text{平等割額} \\
 \boxed{40\text{歳以上}65\text{歳未満の加入者の} \\ \text{元年度算定用所得額} \times 4.18\%} + \boxed{19,700\text{円} \times 40\text{歳以上} \\ 65\text{歳未満の加入者数}} + \boxed{8,890\text{円}} \\
 = \text{保険料年額 (16万円を超えるときは16万円)}
 \end{array}$$

【保険料率の推移】

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
医療分	所得割料率	10.27%	8.17%	8.58%
	均等割額	23,330円	30,710円	33,700円
	平等割額	24,790円	21,360円	24,040円
	限度額	54万円	58万円	61万円
後期高齢者 支援金分	所得割料率	3.12%	3.11%	3.44%
	均等割額	7,300円	11,670円	13,300円
	平等割額	7,760円	8,110円	9,490円
	限度額	19万円	19万円	19万円
介護分	所得割料率	3.23%	3.41%	4.18%
	均等割額	7,940円	15,600円	19,700円
	平等割額	6,290円	7,050円	8,890円
	限度額	16万円	16万円	16万円

平成30年度からの保険料算定方式

平成30年度から、兵庫県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、兵庫県国民健康保険運営方針において、将来的な統一保険料を目指す方向性が示される中で、下記のとおり保険料算定方式の変更を行った。

○賦課割合

兵庫県が定める標準保険料率の算定基礎となる賦課割合に変更

所得割：均等割：平等割＝（従前） 50：30：20

（変更後） 45：38：17（介護分は42：41：17）

○神戸市独自の所得控除

配偶者控除及び扶養親族にかかる所得控除を廃止したうえで当分の間、子ども（18歳以下）、障害者、寡婦（夫）の控除を継続

- ①18歳以下の子どもの人数に応じて・・・33万円
- ②障害者・寡婦（夫）・・・26万円
- ③同居特別障害者・・・53万円
- ④住民税非課税の障害者・寡婦（夫）・・・92万円

神戸市独自の所得控除について

国民健康保険法施行令の改正を受け、所得割保険料の算定方式を、平成26年度から基礎控除後所得方式（総所得金額等から基礎控除の33万円を控除した後の所得額をもとに所得割保険料を算定する方式）に変更した。

この変更に伴い、平成25年度以前の住民税課税方式（総所得金額等から各種所得控除額を控除する方式）より大幅に保険料が増加しないように、所得割算定用所得を計算する際に、住民税上の扶養親族、障害者、寡婦（夫）に対する所得控除を適用することとした。

平成30年度から、被扶養者のうち、配偶者・扶養親族（18歳以下の子どもを除く）に係る独自控除を廃止し、18歳以下の子ども、障害者、寡婦（夫）の控除を継続することとした。

○激変緩和措置

平成30年度からの保険料算定方式の見直しにより、保険料負担が急激に増加しないように、平成29年度の算定方式で計算した保険料より増加する場合、増加額を本来増加する金額の15%までとする緩和措置を実施（差額×0.85を控除）

※令和元年度以降、平成29年度算定方式の保険料と当該年度の保険料との差額（増加額）を、毎年度段階的に引き上げ、令和6年度で緩和措置を終了する。

元年度：30%（差額×0.70を控除），2年度：45%（差額×0.55を控除），3年度：60%（差額×0.40を控除），4年度：75%（差額×0.25を控除），5年度：90%（差額×0.10を控除），6年度：緩和措置終了

4 保険給付

保険給付費は被保険者数の減少等により減少傾向にある。令和元年度では前年比0.3%減の約1,066億円となっている。

【保険給付費の推移】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保険給付費	108,863,401千円	106,889,153千円	106,591,024千円
伸び率	▲2.6%	▲1.8%	▲0.3%

【1人当たりの医療費】

下段：対前年度伸び率

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
国民健康保険	被保険者1人当たり医療費	377,146円 2.0%	381,536円 1.2%	392,010円 2.7%
	被保険者1人当たりレセプト件数/年	17.77件 0.6%	17.88件 0.6%	18.05件 1.0%
	レセプト1件当たり医療費	21,223円 1.3%	21,344円 0.6%	21,718円 1.8%

(参考)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
後期高齢者医療	被保険者1人当たり医療費	1,047,205円 1.6%	1,043,844円 ▲0.3%	1,038,456円 ▲0.5%
	被保険者1人当たりレセプト件数/年	34.29件 ▲0.03%	34.33件 0.1%	34.14件 ▲0.56%
	レセプト1件当たり医療費	30,537円 1.6%	30,407円 ▲0.5%	30,415円 1.03%

神戸市国民健康保険の主な保険給付は、次のとおりである。

(1) 療養の給付

国民健康保険制度では、病気やけがをした場合、診療、投薬、注射、手術、処置など療養そのものを給付する現物給付が原則となっている。

【一部負担金の割合】

就学前児童	2割
就学児童～69歳	3割
70歳～74歳の高齢受給者	2割 ※現役並み所得は3割

(2) 高額療養費

1か月（月初から月末まで）に、医療機関等に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度である。

同一世帯で同一月に一部負担金が複数あるときは、これらを合算して世帯の自己負担限度額を超えた場合にも、その超えた額を支給する。

【高額療養費の状況】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件 数	244,071 件	227,453 件	232,115 件
金 額	13,254,146 千円	13,277,397 千円	13,341,987 千円

(3) 高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の両制度で自己負担があり、1年間の自己負担の合算額が、所得区分ごとの自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度である。

【高額介護合算療養費の状況】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件 数	357 件	266 件	356 件
金 額	6,853 千円	7,235 千円	10,450 千円

(4) 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、一時金として42万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関などでの出産は40.4万円）を支給する。

【出産育児一時金の状況】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件 数	1,383 件	1,263 件	1,123 件
金 額	545,994 千円	488,416 千円	452,732 千円

(5) 葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に5万円を支給する。

【葬祭費の状況】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件 数	1,847 件	1,757 件	1,816 件
金 額	92,350 千円	87,850 千円	90,800 千円

5 保険料収納

保険料の収納実績の向上は、国保財政の基本的収入を確保するとともに、被保険者間の負担の公平を確保する観点から重要な課題となっている。

令和元年度は、保険料収入の確保に向けて以下の取り組みを実施したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、窓口へ呼び出している納付指導や文書催告を中止するな

ど、収納対策が十分に行えなかったため、回復傾向にあった国民健康保険料の現年分収納率が、令和元年度決算収納率93.06%と、前年度の93.73%から0.67ポイント悪化した。

コロナ禍の影響は令和2年度にも及ぶことから、厳しい状況が継続すると予想される中、現年分保険料の収納率向上のみならず、滞納繰越分（過年度分）保険料も含めた、保険料全体の収納額の確保も重視しながら、取り組みを進めていく。

(1) 多様な納付機会の確保

保険料の納付方法は口座振替を原則としているが、加入者の利便性を確保するためコンビニエンスストアでの収納や公的年金からの特別徴収を実施するとともに、令和2年度からはスマートフォン決済による収納を開始し、収納環境の改善を図った。

また口座振替促進のため、区役所・支所等の窓口では、届出印が不要で簡単・迅速に手続きが可能なキャッシュカードによる口座振替申込みの受付を行っている。

【利用状況】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
口座振替	54.39%	54.69%	54.76%
コンビニ収納	28.49%	24.42%	23.63%
金融機関・郵便局等	17.12%	13.92%	14.76%
特別徴収	—	6.97%	6.85%

※コンビニ収納及び金融機関・郵便局等の割合は収納件数から算出

※キャッシュカードによる口座振替申込件数

令和元年度 12,868件（平成30年度：10,868件 2,000件増）

(2) 減額・減免の適用

保険料の負担軽減として、前年所得に基づく減額（国制度）及び当該年度の見込み所得に基づく減免（市制度）を適用している。

本市では減免制度を広く適用できるよう努め、これらの減額・減免により、約8割の方の保険料が軽減されており、ホームページ等による周知によって、適切な軽減制度の適用に努めていく。

【減額減免の状況】

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
延べ加入世帯	221,467	—	216,763	—	213,091	—
法定減額世帯	157,535	71.1%	155,013	71.5%	152,968	71.8%
条例減免世帯	15,485	7.0%	15,958	7.4%	15,672	7.4%
合計	173,020	78.1%	170,971	78.9%	168,640	79.1%

※上記以外に、非自発的失業者に対して給与所得を100分の30とみなす負担軽減措置が適用されている。

令和元年度 4,240世帯（平成30年度：4,007世帯 233世帯増）

※法定減額制度（2割・5割）、条例減免の判定所得の基準を緩和した。

(3) 初期的未納世帯への電話催告業務委託

早期の催告で納付忘れや遅延を抑制し、長期的滞納を予防するため、初期的未納世帯に対する電話催告を令和元年度から民間事業者へ委託し、休日・夜間を問わず電話催告を実施した。

【電話催告件数の推移】

平成 30 年度：26,106 件（非常勤嘱託員による実施）

令和元年度：53,529 件（令和元年 8 月～民間委託で実施）

(4) 納付相談による収納の確保

短期被保険者証等の交付により区役所窓口での納付相談の機会を確保し、世帯の生活状況等を伺いながら、減額・減免や分納等の相談も含めた、世帯の状況に応じた対応を行っている。

(5) 滞納整理事務の適切な実施

再三の呼びかけを行っても納付に応じない世帯に対しては、納付資力調査（財産調査）を実施し、財産があるにもかかわらず納付に応じない世帯等に対しては、被保険者負担の公平性を確保するため、差押えなどの滞納処分を実施した。

今後も引き続き、自主的な納付を促すことを基本としつつ、必要に応じて適切に滞納処分を実施していく。

【令和元年度 滞納処分の実施状況】

- ① 財産調査実施 9,659 世帯（平成30年度：7,975世帯 1,684世帯増）
- ② 差押え実施件数 694件（平成30年度：484件 210件 増）

6 医療費の適正化

(1) レセプト点検（資格点検・内容点検）の実施

自動点検に加えて点検員の目視点検によるダブルチェックを実施した。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
効果額	377,863 千円	349,703 千円	353,485 千円

(2) 柔道整復及び鍼灸あん摩・マッサージ療養費申請書の全件点検の実施

柔道整復療養費、鍼灸あん摩・マッサージ療養費の申請書の全件点検を実施し、必要な返戻を実施した。

【返戻状況】

	平成 30 年度	令和元年度
柔道整復	87,904 円（9 件）	116,493 円（10 件）
鍼灸あん摩・マッサージ	2,038,332 円（123 件）	2,132,988 円（77 件）

(3) 海外療養費および海外出産育児一時金請求書の点検の実施

海外療養費の不正請求による支給を防止するため、海外医療機関で発行された診療内容明細書又は領収明細書を翻訳し、発行元の海外の医療機関等に対して受診状況の照会を行った。

また、令和元年度（8月）からは、海外出産育児一時金についても同様の点検を実施した。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
海外療養費	17 件	22 件	15 件
海外出産育児一時金	—	—	14 件

(4) 第三者行為求償事務の強化

第三者の行為による交通事故などにより生じた保険給付について、神戸市国民健康保険が立て替えた医療費を、国保連合会に委託して第三者に求償をしている。さらに取り組みの強化を図るため、求償事務に必要な知識を有する損保会社 OB を配置し、直接第三者への求償や損保会社への過失割合交渉を実施した。

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
国保連合会 (委託)	求償額	227,866 千円 (307 件)	180,712 千円 (242 件)	168,894 千円 (211 件)
神戸市 (直接)	求償額	4,186 千円 (9 件)	479 千円 (3 件)	2,398 千円 (2 件)
	過失割合交渉	—	1,953 千円 (20 件)	623 千円 (17 件)

(5) ジェネリック医薬品（後発医薬品）使用促進への取り組み

ジェネリック医薬品の使用割合について、国は令和 2 年 9 月までに 80% を目標としている。

【神戸市の使用割合状況】

平成 30 年 3 月	平成 30 年 9 月	平成 31 年 3 月	令和元年 10 月	令和 2 年 4 月
70.6%	72.7%	74.4%	75.3%	77.1%

全国平均：79.9%（令和元年 12 月）

① ジェネリック医薬品差額通知の送付

先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合の一部負担金の差額について、被保険者ごとに通知した。また、被保険者本人がジェネリック医薬品の使用を希望する「ジェネリック医薬品お願いカード」を被保険者証の更新時に同封した。

【差額通知の発送状況】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
発送件数	30,000 件	23,213 件	11,878 件
発送時期	10 月～12 月（3 回）	12 月（1 回）	12 月（1 回）

② ジェネリック医薬品使用割合 60%以下の薬局への働きかけ

過去 12 か月分の調剤レセプトを分析し、ジェネリック医薬品の使用割合が 60%以下の 60 薬局に対して、使用割合を通知するとともに使用が進まない状況についてアンケートを実施した。現在、使用割合の低い原因を分析し対策を検討中である。

7 保健事業

平成 30 年 3 月に策定した第 2 期神戸市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画 平成 30～35 年度）に基づき、生活習慣病等の予防に向けた保健事業を実施した。

(1) 特定健診・特定保健指導の実施

40歳から74歳の国保加入者を対象に行う特定健診・特定保健指導を、指定医療機関、健診機関への委託により実施した。

① 実施状況（法定報告より）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目 標	特定健診受診率	50%	55%	60%	36.0%	38.0%
	特定保健指導実施率	40%	50%	60%	10.0%	13.0%
実 績	特定健診					
	対象者数（イ）	250,001人	238,834人	230,664人	222,856人	—
	受診者数（ロ）	80,900人	78,600人	77,254人	75,211人	—
	受診率（ロ/イ）	32.4%	32.9%	33.5%	33.7%	—
	特定保健指導					
	対象者数（ハ）	9,162人	8,621人	8,542人	8,302人	—
	終了者数（ニ）	796人	683人	591人	916人	—
実施率（ニ/ハ）	8.7%	7.9%	6.9%	11.0%	—	

※令和元年度実績に係る法定報告は令和 2 年度秋に確定予定。

（参考：平成30年度法定報告兵庫県市町平均 特定健診受診率 35.1%
特定保健指導実施率 25.4%）

② 特定健診受診券の送付状況

4月1日時点で神戸市国民健康保険に加入している対象者に、誕生日を基準にして、年4回（4・6・8・11月）に分けて受診券を送付した（当該年度に75歳になる方へは、4月に一斉送付）。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診券発行	256,707件	248,364件	240,059件

なお、令和2年度からは、特定健診を希望する時期により受診しやすくする目的で、全対象者へ4月から5月に一括送付するように変更している。

③ 特定保健指導の区分別実施状況

特定健診の結果に基づき、メタボリックシンドロームに該当した者を対象に、生活習慣病を予防するための行動変容と自己管理ができるよう、特定保健指導を実施した。

法定報告	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
対象者【A】	特定保健指導			特定保健指導			特定保健指導		
	8,621名	積極的 支援	動機付け 支援	8,542名	積極的 支援	動機付け 支援	8,302名	積極的 支援	動機付け 支援
		1,823名	6,798名		1,703名	6,839名		1,646名	6,656名
利用者	785名	168名	617名	802名	174名	628名	1,155名	210名	945名
終了者【B】	683名	99名	584名	591名	81名	510名	916名	111名	805名
終了者の割合【B/A】	7.9%	5.4%	8.6%	6.9%	4.8%	7.5%	11.0%	6.7%	12.1%

なお、令和2年度からは、これまで実施してきたマン・ツー・マンによる特定保健指導に加え、対象者を8名程度にまとめた集団指導の実施も予定している。

④ 特定健診受診率・特定保健指導実施率向上対策

ア. セット健診の実施

特定健診・特定保健指導と、本市が実施するがん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮頸がん）を同日に受診できる「セット健診」を、健康ライフプラザおよび兵庫県予防医学協会健診センターにおいて実施した。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
健康ライフプラザ	4,238名	4,792名	5,158名
予防医学協会健診センター	—	457名	555名
合計	4,238名	5,249名	5,713名

イ. 兵庫区・長田区における訪問による受診勧奨・利用勧奨

特定健診受診率の低い兵庫区・長田区の中でも更に重点勧奨地区を選定し、訪問等による受診勧奨・特定保健指導の利用勧奨を実施した。

勧奨対象	平成30年度		令和元年度	
	訪問	利用勧奨実施	訪問	利用勧奨実施
特定健診	2,167名	795名	6,608名	2,133名
特定保健指導	8名	3名	101名	20名
備考	12月より開始		—	

ウ. 拠点会場における健診当日の特定保健指導初回面接の分割実施

健診当日に把握できる結果の範囲で特定保健指導の対象と見込まれる者に対して、初回面接を実施した。

	平成30年度	令和元年度
特定保健指導の対象と見込まれる者	763名	2,145名
初回面接実施者	120名	810名
特定保健指導対象者	93名	568名

エ. 拠点会場受診者への個別結果説明等の実施

健康ライフプラザ、予防医学協会健診センター、長田区役所における特定健診の受診者に対して、後日、個別に健診結果を説明し、必要な者に対して特定保健指導初回面接を実施した。

	平成30年度	令和元年度
対象会場における特定健診・受診者	22回・1,911名	38回・3,108名
結果説明会・参加者	34回・922名	33回・1,216名
特定保健指導初回面接実施者	96名	128名

オ. ICTを活用した特定保健指導の実施（令和元年度より開始）

市民PHRシステム「MY CONDITION KOBE」の活用によるオンライン特定保健指導が令和2年1月から利用可能となり、拠点会場における特定健診受診者のうち、特定保健指導の対象となった者（400名）に利用案内を行った。

※ICT：Information and Communication Technologyの略で、インターネットなどの情報通信技術を指す。

PHR：Personal Health Recordの略で、個人の健康の記録を指す。

カ. インセンティブ付与事業（ヘルスケアポイント）の実施

特定健診の受診率向上を目的として、41歳から69歳の特定健診の受診者のうち応募者の希望に合わせて大腸がん検診の無料受診クーポンまたははりきゅうマッサージ助成券を送付した。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
応募数合計	14,105 件	10,809 件	10,460 件
大腸がんクーポン	11,097 件	9,140 件	9,159 件
はりきゅうマッサージ券	3,008 件	1,669 件	1,301 件

(2) 30歳健康診査による生活習慣病の早期発見

若年期からのリスク評価による生活習慣病の予防や早期発見による重症化予防を目的として、30歳健康診査を実施した。

	平成30年度	令和元年度
対象者	2,320名	2,265名
受診者	468名	296名

(3) 重症化予防対策

① 糖尿病性腎症重症化予防事業

ア. 訪問等による保健指導

医療レセプトより糖尿病性腎症のハイリスク者となる糖尿病の治療中断者、また特定健診結果により糖尿病治療が必要な医療機関の未受診者を確認し、受診勧奨を中心とした訪問等による保健指導を実施した。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保健師による個別保健指導	332件	358件	132件

イ. SIBを活用した糖尿病性腎症重症化予防事業（令和元年度で完了）

平成29年度にソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用し、糖尿病性腎症のハイリスク者に対して、生活習慣改善等による腎機能低下抑制を目的とした6ヶ月間の保健指導プログラムを実施した（109名）。平成30年度に中間評価（プログラム修了率・生活習慣改善率）、令和元年度に特定健診結果に基づき最終評価（腎機能低下抑制率）を行った。

		目標値	実績	評価対象者数
中間評価 (平成30年8月)	プログラム修了率	80%	100%	105名
	生活習慣改善率	75%	95%	
最終評価 (令和2年3月) 腎機能低下抑制率		80%	32.9%	80名

② 慢性腎臓病（CKD）予防事業

特定健診の結果から腎機能低下が確認されたハイリスク者のうち、医療機関未受診者に対して、文書・電話・訪問により、受診勧奨を中心とした保健指導を実施した。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保健師による個別保健指導	147件	126件	116件

③ 健康ライフプラザにおける健康教室の開催

特定保健指導の対象にはならない（メタボではない）が、生活習慣病のリスクがある者を対象に、健康ライフプラザで糖尿病予防教室および慢性腎臓病予防教室を開催した。

	平成30年度		令和元年度	
	案内		案内	
		参加		参加
糖尿病予防教室	4,993名	444名	5,474名	464名
慢性腎臓病予防教室	2,092名	256名	1,850名	196名

④ 拠点会場における受診勧奨（令和元年度で終了／令和2年度より新事業へ移行）

前年度の受診結果から要医療項目について医療機関の受診ができていない者に対し、拠点会場において、保健師等の専門職を配置し、保健指導および医療機関の受診勧奨を実施した。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保健師等による個別保健指導	665件	632件	604件

なお、令和2年度からは、特定健診の結果返送後に、要医療項目の該当がある受診者に対して、通知による医療機関の受診勧奨を行うことを検討している。

(4) 重複服薬等の者に対する保健指導

被保険者の健康の保持増進を図るため重複服薬者等に対し訪問等による指導を実施した。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保健師による個別保健指導	4件	8件	10件

(5) 重複処方を受けている者に対する啓発等

重複処方を受けている者に対し、お薬手帳の適正利用を目的として、啓発ハガキを送付した（12,103名）。

(6) フレイルチェックの実施

心身の活力が低下し介護が必要な状態に移行しやすいフレイルを早期発見し、生活習慣の見直しを促すことを目的としたフレイルチェックを、65歳および前年度にフレイルチェックを受けた66歳の国保加入者を対象に、拠点会場や協力薬局において実施した。

	平成30年度			令和元年度		
	65歳	66歳	会場別計	65歳	66歳	会場別計
協力薬局	227名	82名	309名	137名	56名	193名
拠点会場	681名	106名	787名	524名	83名	607名
合計	908名	188名	1,096名	661名	139名	800名

【参考】重複処方を受けている者に対する啓発ハガキ（見本）

■お薬だより_神戸市様_表面 20200219

料金別納
郵便

重要 親展

神戸市から、
お薬だよりを
お送りします。

！ 開封して内容をご確認ください。

神戸市国保年金医療課

順番にゆっくりはがしてご覧ください。

OPEN

OPEN

？ 複数の医療機関でいろいろなお薬を
処方され、薬の重複など不安…

A. お薬手帳を持ちましょう。
お薬手帳とは、医療機関や薬局で受け取ったお薬の名前や飲む量、
日数などを記録する手帳です。必ず医師や歯科医師、薬剤師に
確認してもらうようにしましょう。

？ かかりつけ医とは？

A. かかりつけ医は、健康状態を管理してくれたり、病気に
関して相談に応じてくれる身近なお医者さんを指します。

お薬手帳のメリットたくさん

メリット 1 複数の医療機関で受け取った
お薬の重複などをチェックしてもらえる。

メリット 2 過去に受け取ったお薬の情報が
正しく伝えられる。

メリット 3 災害や急病のときでも、
飲んでいるお薬を正しく伝えられる。



飲んでいるお薬のチェックが難しくなるため、お薬手帳は
何冊も持たずに1冊1冊にまとめ、処方シールの貼り忘れが
ないか確認するようにしましょう！
※お薬手帳を持参すると、窓口での自己負担が減額されることがあります。

かかりつけ医の3つのメリット

メリット 1 普段より病状・病歴を把握しているため、
緊急時の対応を迅速にしてくれる。

メリット 2 健康診断結果に対するアドバイス等、
健康について相談に乗ってくれる。

メリット 3 精密検査・より専門的な医療が必要な場合
には、適切な医療機関へ紹介してくれる。



■お薬だより_神戸市様_中面 20200219

神戸市国民健康保険

お薬だより

～お薬を安全に使用するために～

お薬について
こんなことはご存じですか？

- かかりつけ医・かかりつけ薬剤師とは？
- お薬手帳で自己負担が変わる！

少しでも気になることがあれば…
お薬手帳を持参して薬局・医療機関へ



このお知らせは、神戸市国民健康保険の
加入者で、お薬を処方されたことがある方に
お送りしております。

神戸市国保年金医療課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

このお知らせについてのお問い合わせ（カスタマーサポートセンター）

0120-875-788 土・日・祝を除く 9:00～17:00
開設期間：令和2年3月31日まで

？ かかりつけ薬剤師（薬局）とは？

A. お薬による治療のことだけでなく、健康や介護に関することなど
豊富な知識を持ち、患者さんや生活者のニーズに沿った相談
に応じることができる薬剤師のことをいいます。ご自宅の近く
など、身近に相談できる薬剤師を探してみましょう。

？ お薬の飲み残しがある…

A. 薬剤師に相談しましょう。薬局に持っていけば薬剤師
がチェックして、医師に相談し処方調整してくれる
場合があります。

かかりつけ薬局の3つのメリット

メリット 1 複数の医療機関の処方状況を
一元管理してくれ、服薬について
より適切なアドバイスがもらえる。

メリット 2 休日や夜間など薬局が開いていない
時間にもお薬の相談ができる。

メリット 3 患者さんの状態を見守り、
処方医と効果的な連携が行える。

郵便はがき



お薬について、悩み事があれば積極的に
薬剤師に相談してみましょう。
その際は、お薬手帳を活用するなどし、
ご自身の服薬情報を漏れなく
正しくお伝えしましょう。

II 新型コロナウイルス感染症への対応について

1 傷病手当金

(1) 対応の経緯

新型コロナウイルス感染症への対策として、国民健康保険の保険者に対して新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者への傷病手当金の支給を検討するよう、厚生労働省から通知（令和2年3月10日付通知）が出され、これを受けて本市においても傷病手当金制度の創設を検討した。

当時は、市内で感染が拡大しており、速やかな対応が必要であったことから、国民健康保険条例の改正案を5月1日の臨時市会に上程し、議決を経て5月8日に公布及び施行した。受付は、5月11日から窓口及び郵送で開始した。

(2) 制度概要

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う。

(3) 対象者

被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のために労務に服することができなかった者。

(4) 支給額

令和2年1月1日～9月30日の間で、その労務に服することができなかった期間における給与の3分の2。

2 国民健康保険料の減免

(1) 対応の経緯

新型コロナウイルス感染症への対策として、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の影響で収入が下がった方等に対して保険料の減免を行った場合の財政措置の基準が示され（令和2年5月1日付通知）、これを受けて本市においても令和2年6月に規則を制定し、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等への新たな保険料減免制度を創設した。

(2) 制度概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者について、国民健康保険料を減免した場合、その減免額の全額について国が財政支援を行う。なお、減免制度の対象となる期間は、令和2年2月から令和3年3月分保険料となっている（申請期限は令和3年3月31日まで）。受付は、6月1日から窓口及び郵送で開始した。

(3) 対象要件

- ①世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合。
- ②世帯の主たる生計維持者の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかの減少が見込まれ、以下のアからウのすべてに該当する場合。
 - ア 令和2年中の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかが、令和元年中に比べて3割以上減少する見込みであること。
 - イ 世帯の主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ウ 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

(4) 減免額

- 「(3) 対象要件」の①に該当する場合は、その世帯の保険料を全額免除。
- 「(3) 対象要件」の②に該当する場合は、主たる生計維持者の前年（令和元年）の合計所得に応じて、その世帯の保険料の全額または一部を減免。

3 保健事業

(1) 特定健診等における対応（時系列）

月日	国・本市の対応	国保の対応
2/28	市対応方針	○特定健診（3/3～3/15 拠点会場）等の中止を決定 （健診中止対応計 1,512 件）
3/11	市対応方針第2弾	
3/12		○特定健診（3/16～3/31 拠点会場）等の中止継続を決定 （計 1,275 件）
4/7	緊急事態宣言の発出	
4/8	厚生労働省通知の発出	○特定健診（令和2年度5月末まで、拠点会場）等の中止を決定
4/9		○特定健診（指定医療機関）等の中止を依頼 4月8日付厚生労働省通知に基づき、医師会宛てに、少なくとも緊急事態宣言解除までの間、指定医療機関における特定健診・特定保健指導の中止を依頼 薬剤師会へフレイルチェックの中止を、糖尿病性腎症等重症化予防事業委託事業者へ訪問指導等の中止を依頼
5/21	緊急事態宣言の解除	
5/22		○特定健診（拠点会場）等の再開（7/1より）を依頼
5/26	厚生労働省通知の発出	
5/27		○特定健診（指定医療機関）等の再開を依頼 5月26日付厚生労働省通知を受け、医師会等に対して4/9付で中止を依頼していた特定健診等の再開を依頼

(2) 令和2年度における対応

特定健診等の再開に当たっては、定員制限等のいわゆる三密対策や、受診者の体調確認、消毒の徹底等の感染防止対策を委託先事業者に依頼している。

この度の新型コロナウイルス感染症に伴い、いわゆる「巣ごもり」等の影響が、国保加入者の健康面においても懸念されている。感染防止のため制約も多いが、再開後の特定健診等を着実に実施していくことにより、生活習慣病リスクの早期発見と加入者の健康の維持・改善に努めていく。

一方で、特定健診等の実施を介して新型コロナウイルス感染症が拡大することはあってはならないため、感染状況を注視しながら、場合によっては特定健診等の再度の中止等も含め、必要な措置を適切に講じていく。